

東大宮テニススクール 会員規約

第1章 総則

第1条 (名称及び所在地)

1. 本スクールは「東大宮テニススクール」と称します。
2. 本スクールの所在地は、さいたま市見沼区島町686です。
3. 本スクールの運営管理は株式会社東大宮テニスクラブ（以下「当社」といいます。）が行います。
4. 当社は、本スクールの運営の全部または一部を、第三者に委託することができます。

第2条 (目的)

本スクールは、テニスを通じて会員の心身の健全な発達と健康増進を図ることを目的とします。

第2章 会員

第3条 (会員制)

1. 本スクールは会員制とし、会員とは次条に定める入会資格を満たし、当社との間で次項の諸手続を完了することで、本スクールの利用契約を締結した個人または法人をいいます。
2. 本スクールに入会される個人または法人（以下「入会申込者」といいます。）は、本規約を承諾し、当社所定の入会申込書、契約書、誓約書、同意書その他各種申請書等（電磁的方法によるものを含み、以下「入会申込書等」といいます。）に正確な情報を記載または入力し、提出しなければなりません。なお、本スクールで必要と判断した場合、本スクールは、入会申込者に対し、医師による診断書および施設利用に関する誓約書の提出を求めることができます。
3. 本スクールの会員の種類（利用条件および特典等を含み、以下「会員種別」といいます。）は別に定めます。なお、当社は、必要に応じて本スクールの会員種別を新規に設定、変更または廃止することができます。

第4条 (入会資格)

1. 以下の条件を満たす者は、所定の手続きを経て会員となることができます。
 - (ア) 本規約及び当社が定める諸規則を遵守することに同意した方。ただし、入会される方が未成年者の場合は親権者が本規約及び当社が定める諸規則を遵守することに同意した方。
 - (イ) テニスをすることにより健康を害するおそれのない方
 - (ウ) 暴力団等の反社会的勢力との関与がない方、それに類似する団体に関係がない方
 - (エ) 当社及び本スクールが会員として相応と判断した方
2. 本スクールは、次の各号に該当する者、またはその疑いのある者の入会を拒否することができるものとします。
 - (ア) 医師等によりテニスを含む運動をしないよう診断又は助言されている者
 - (イ) 刺青・タトゥーがある者
 - (ウ) 過去に、本規約及び当社が定める諸規則に違反した者、第9条に定める禁止行為またはこれに類する迷惑行為を行った者（精神疾患による行為の場合も含む）
 - (エ) 本スクールまたは他の会員との紛争が解決しておらず、本スクールを利用することが不相当であると当社が判断した者
 - (オ) 過去にほかのスポーツクラブ等、会員制の団体より会員資格の停止、または除名等の処分を受けた者
3. 事後的に、前項の入会拒否事由に該当することが判明した場合には、退会を命じ、既に受領した入会金、受講料等は返金しないものとします。

第5条 (入会手続き)

1. 入会を希望する者は、所定の申込書に必要事項を記入し、入会金及び別に定める受講料を納入するものとします。
2. 当社は、その裁量により、本スクールの入会の申込みについて承認することまたは承認しないことができるものとします。

第3章 諸費用

第6条 (受講料)

1. 会員は、所定の受講料を毎月支払うものとします。
2. 受講料の額は、別途定める料金表によります。
3. 当社は、経済事情等を鑑み、受講料など諸費用の改定を行うことができます。受講料等の改定を行う場合、当社は、本スクールの会員に対し、当該改定の3ヶ月前までに通知するものとします。

第7条 (諸費用の返還)

受講料など諸費用は、いかなる理由があっても返還いたしません。

第4章 施設の利用

第8条 (利用の制限)

当社は、以下の場合、予告なく施設の利用を制限または禁止することがあります。

1. 天災地変その他不可抗力により施設の運営が困難な場合。
2. 施設のメンテナンス、改修等が必要な場合。

第5章 会員の義務

第9条 (禁止事項)

本スクールについて、会員が次の行為をすることを禁止いたします。

1. 本スクールの施設利用者、本スクールのスタッフ、本クラブまたは運営管理会社を直接またはインターネット上で誹謗・中傷する行為
2. 施設利用者または本スクールのスタッフに対する以下の迷惑行為
 - (ア) 殴打、身体を強く押す、強く掴む等の暴力行為

- (イ) 物を投げる、壊す、叩く等の危険行為
 - (ウ) 奇声をあげる、大声で怒鳴る、行く手を阻む等の威嚇行為
 - (エ) 待ち伏せ、尾行、個人的交友の強要等のストーカー行為
 - (オ) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で拘束する行為
3. 本スクールの施設内または本スクールの施設周辺において、盗撮、盗聴、痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令または公序良俗に反する行為
 4. 刃物等の危険物を館内に持ち込む行為
 5. 飲酒をしてからの施設の利用
 6. 本スクールのレッスン、イベントの進行を妨害する行為
 7. 本スクールの施設等を故意に長時間独占する行為
 8. 本スクールの施設等を破壊、損傷、乱暴に扱う等の行為
 9. 本スクールの器具、その他の備品の持ち出し行為
 10. 本スクールの許可なく、施設内において撮影をする行為及び撮影された動画若しくは写真をインターネット上にアップロードする行為
 11. 本スクールの許可なく、本スクールにおける情報を公開する行為
 12. 本スクールの会員に対し、本スクールの施設の内外において金銭授受を伴う指導をする行為及びこれに勧誘する行為
 13. 本スクールの会員に対し、本スクールの施設の内外において物品を販売する行為その他の営業活動、勧誘活動及び金銭の貸借等をする行為
 14. 本スクールの施設内または本スクールの施設周辺におけるビラ等の配布、はり紙等の掲示、宗教活動、政治活動、署名活動その他これに準ずる行為
 15. 社会通念上または信義則上、不当または過度な要求行為
 16. その他本スクールの秩序を乱し、または他の会員若しくは本スクールのスタッフに迷惑をかける行為

第10条 (施設の利用制限・禁止、契約解約)

本スクールは、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、その会員に対して施設の利用を制限・休止または禁止し、あるいは直ちに契約を解約することができます。ただし、会員は本スクールから施設の利用を制限または禁止された場合であっても、第6条第1項に定める諸費用を支払います。

1. 会員が第4条に定める入会資格を充足しないことが判明したとき。
2. 会員が第9条に定める禁止行為を行ったときその他本規約その他本スクールの定める諸規則に違反したとき。
3. 諸費用の支払手続きが確認できないとき (会員が支払方法を設定した後に、会員の責めにより、その支払方法または手段が利用できなくなったときも同様とします)。
4. 諸費用の支払いを連続して2ヶ月以上怠ったときまたは諸費用の滞納額が累計2か月分以上に達したとき。
5. 入会日以降、一度も受講がない期間が1年以上継続した場合。
6. 筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有することが判明した場合。
7. 集団感染するおそれのある疾病を有することが判明したとき。
8. 医師等からテニスを含む運動を禁じられていることが判明したとき。
9. 会員が法令に違反したとき。
10. 当社または本スクールの名誉や信用を著しく傷つけたときその他、本スクールが会員としてふさわしくないと認めたととき。

第6章 退会

第11条 (退会手続き)

会員が退会を希望する場合は、所定の退会届を提出し、退会希望月の15日までに本スクールに届け出るものとします。

第7章 損害賠償及び免責

第12条 (損害賠償責任)

1. 会員が故意または過失により本スクールの設備、器具、備品等を損傷した場合、当該会員はその損害を賠償する責任を負います。
2. 会員が他の会員や第三者に対して損害を与えた場合、当該会員は自己の責任と負担においてその損害を賠償するものとします。

第13条 (免責事項)

1. 本スクールが本規約に基づく契約を解約したことによって会員に損害が生じた場合であっても、本スクールはその損害を賠償する責めを負わないものとします。
2. 当社及び本スクールは、会員が施設を利用するにあたって生じた傷害、盗難、その他の事故について、当社または本スクールの故意または重過失による場合を除き、一切の責任を負いません。
3. 第8条に定める事由その他不可抗力により本スクールの運営が困難となった場合、当社及び本スクールはその責任を免れます。

第14条 (持込物に関する責任)

1. 会員は、自己の責任において持ち物を管理するものとし、本スクールは持ち物の紛失、盗難、損傷について一切の責任を負いません。
2. 貴重品は各自で管理し、ロッカー等を利用する場合でも、その管理責任は会員自身にあります。

第8章 その他

第15条 (規約の変更)

本規約は、当社及び本スクールが予告なく変更することがあります。変更内容は、本スクール掲示板及びウェブサイトにて通知します。

附則：本規約は2024年7月1日より施行します。